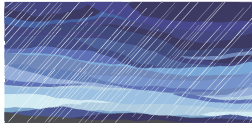


## 5. 災害復旧事業の対象となる災害

○ 災害とは「異常な天然現象」により生じたもので、主な現象の事例は以下のとおりです。



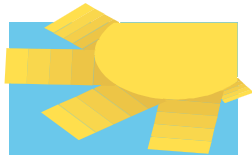
降雨：24時間雨量が80mm以上。ただし、80mm未満の場合でも、時間雨量が20mm以上等の例外規定あり。



洪水：はん濫注意水位以上（はん濫注意水位の定めがない場合は、低水位から天端までの高さの1/2以上。）



暴風：最大風速（10分間平均風速の最大値）15m/s以上。



干害：連続干天日数（日雨量5mm未満）が20日以上



火山噴火の降灰：平均厚さ2cm以上（粒径1mm以下）、  
平均厚さ5cm以上（粒径0.25mm以下）



高潮・津波：異常な高潮若しくは波浪で被災程度が比較的大  
（消波ブロック1個の高さの1/2以上）

その他

融雪、地すべり、地震、落雷、凍上他 自然災害に起因する事象